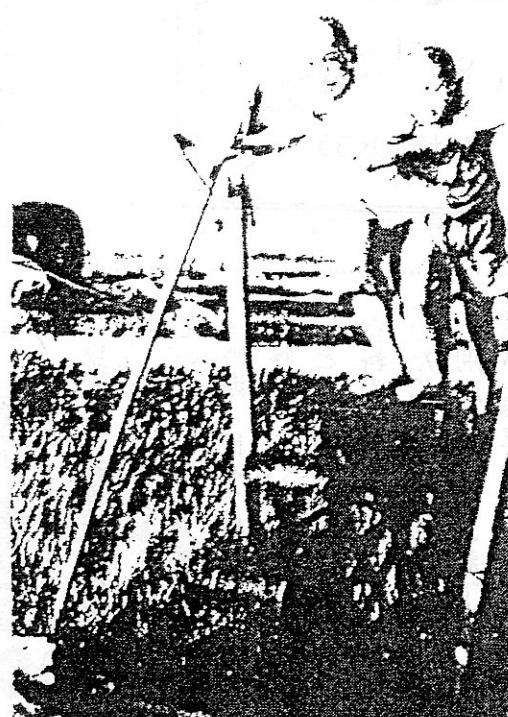


## 撮津なつかし写真館



年代不明

写真のように2人  
で踏むこともある

## 郷土撮津

いにしえ通信

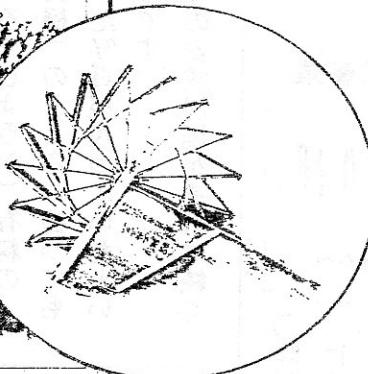
第16号

平成十一年八月一日

発行

摂津市三島一丁目一番一号

生涯学習部 生涯学習課



↑ 摂津市の民具とくらしより



## 足踏み水車

井路（用水路）から田に水をくみあげる水車です。呼び名は地方により異なります。摂津市域ではミズグルマ、ミズカキグルマ、スイシャなどと呼ばれていたようです。

江戸時代の『農具便利論』では、踏車と呼んでおり、標準名は踏車とするのが適切だと思われます。

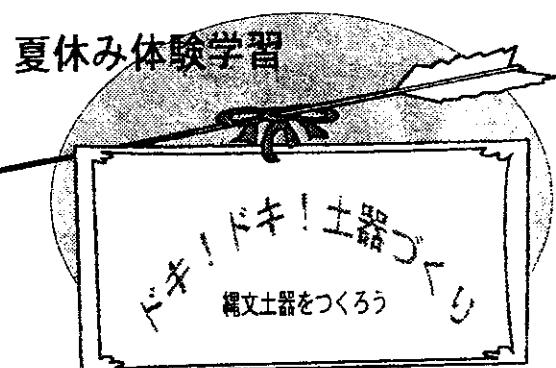
用水路が多い。始めの内は水が多く、足に負担がかかるが、ゆつたりと水かきが出来る。しかし、だんだん用水路の水が少なくなつてくると、軽くなり足の運びが速くなりバランスを取るのが難しくなつてくる。

(鳥飼野々在住)



◎胴と水車を左右に分け、才一コでかつついで行き、竹をたて、後に倒れないようにつつかい棒をして据え付ける。◎水かき車に乗るとき又、降りるとき、子供にとつては高くバランスを取りにくく、こわい思いをした。◎畑の水かきの用水は、下田の細い用水路が多い。才一コでかつついで行き、竹をたて、後に倒れないようにつつかい棒をして据え付ける。◎水かき車に乗るとき又、降りるとき、子供にとつては高くバランスを取りにくく、こわい思いをした。◎畑の水かきの用水は、下田の細い用水路が多い。

## お知らせ



### 投稿欄『至ら二三』

鳥飼の仁和寺大橋は有料橋で、通称「百円橋」と呼ばれています。鳥飼大橋も戦後の時期、「日本で最初の有料橋」と呼ばれていました。

ところが、別府にもむかし有料の橋があつたと、以前聞いたことがあります。

別府の古老のお話では、自分がまだ子どもの頃（大正中期ごろでしょうか）有料の「一文橋」のところで撮つてもらつた写真が残つていたといふのです。

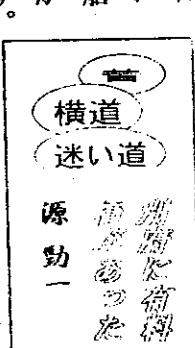
今の安威川橋かそれに統く

龍ヶ橋のあたりだつたようですが、小さいころのこととて、記憶がはつきりしないそうです。

その頃の安威川は、帆かけ舟もさかんに通つていて、若い嫁さんなどが川岸で川の水で洗い物をしていると船頭がからかいながら通つたそうです。

帆かけ舟が通るので、安威川の橋は中央部の高い太鼓橋になつていて、その上を渡る時すきまから下が見えるので恐くて這つて渡つたそうです。

ところが不思議なことに近くの古老と同世代の方は一文



橋を知らないと言われるのです。記憶がいりようか。

でも、有料の橋というものは、昔からたくさんあつたのです。

です。江戸時代の大坂では、お上の架けた公儀橋（すべて天溝橋のような重い橋）は一・二

けで、「八百八橋」のほとんどは、豪商淀屋が架けたこ

とで有名な淀屋橋のように、町人の架けた町橋で、その中には有料の橋も結構あつたといわれています。

※このコーナーでは、皆さんからの投稿原稿を募集しています。

【とき】八月九日（月）  
かたちづくり  
八月二十三日（月）  
野焼き

【ところ】千里丘公民館  
【定員】十五名  
【材料費】五〇〇円

※縄文時代の土器を粘土でつくり野焼きします。  
※申し込み・問い合わせは千里丘公民館まで。

### 平成11年度

#### 三島地区生涯学習広域事業

わがまち三島の昔と今～そして未来へ～

- 昨年度に引き続き、市町村が広域的に連携し、地域の住民の方々に学習の場をもつていただくために連続講座を開催します。
- 本年度も多彩な講師陣をお迎えし、郷土の歴史と文化を学ぶ内容です。地域を再発見していただくのに、絶好の機会となっています。
- 応募方法、講座内容など、詳細は来月号でお知らせします。

【とき】十月十三日（水）から十二月十五日（水）まで全十回  
【ところ】会場は各市により異なります。  
（横浜市は保健センターで）  
【定員】一〇〇名（各市・町それぞれ三十名：申し込み多数の場合には抽選の場合があります。）  
【参加費用】保険加入として五〇〇円、交通費は自己負担。

## 郷土史コーナー

### 味舌村警察の誕生

昭和二十二年九月十六日付の連合軍最高司令官マッカーサーの書簡に基づいて警察法案を作成し、十二月八日に国会を通過し、十七日に法律第

一九六号として公布され、施行は翌年三月七日と決定されました。

この警察法によつて、従来の中央集権的な国家警察は廃止され、警察は国家地方警察と自治体警察の二本立てとな

りました。国家地方警察の行政は国家公安委員会が管理し、その運営には都道府県公安委員会があたりました。自治体警察は、市および人口五千人以上の市街地町村に設置され、市町村の所轄のもとに、市町村公安委員会が管理することになりました。味舌村は当時人口六七三七人だったので、

ここに味舌村警察が誕生する運びになりました。人口が足りなかつた鳥飼村・味生村・三島地区警察署の管轄に入りました。

味舌村は国家地方警察大阪府三島地区警察署の管轄に入りました。

昭和二十二年十二月六日の村議会において、条例・規則等を議決し、即日公示の上、施行しました。警察長兼署長足立功以下六名の味舌村警察吏員への配置も完了し、二十一日には味舌村警察が誕生しました。

当初は警察長兼署長一名、巡査部長二名、巡査三名の陣容でしたが、後に巡査が五名に増員され、計八名の体制となりました。その組織体制については、警邏係と捜査係が

最初は警察長兼署長一名、巡査部長二名、巡査三名の陣容でした。警察法施行後わずか三ヶ月でくずされ、地方財政法によれば「自治体警察に要する経費」は「当該地方公共団体が、全額これを負担する」こ

と関係に任じていきました。新制度の切り替えは急激なことであつたので、警察庁舎や留置場の整備は発足まで間に合いませんでした。署は村役場に隣接する消防自動車があり、留置場は旧吹田警察署のそれを共同使用することになりました。庁舎その他が本格的に整うのは制度発足から一年近く後のことでした。

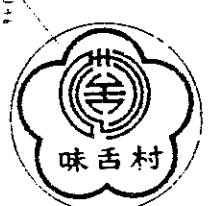
自治体警察の発足は、当初から難問題をかかえています。治安対策上からばかりではなく、自治体警察を維持する市町村にとつても、「経費負担の困難性」という難問題がありました。警察法はその費用は、地方自治財政が確立される時まで、政令の定めるところにより国庫及び都道府県がこれを負担する」と定めていました。しかし、この原則は警察法施行後わずか三ヶ月でくずされ、地方財政法によれば「自治体警察に要する

ととなり、自治体警察は経費面から大きな圧迫を受けるようになります。

昭和二十六年に自治体警察廃止統合のための警察法改正をしました。「人口五千人以下の市街地的町村は住民投票により、その維持する自治体警察を任意に存廃することができます。」こととなりました。

町村自治体警察の廃止は統出

しました。味舌町（十五年に味舌村から味舌町になつている）は、昭和二十六年九月十七日に住民投票を行いました。そして、三十日限りで姿を消し、翌十月一日には國家地方警察三島地区署が代わって担当することになりました。



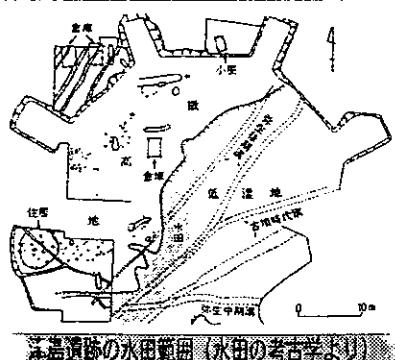
味舌村警察吏員腕章

題地は  
黒色とする  
紋章及文字は金色

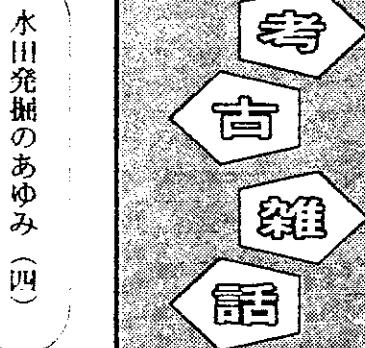
一九六八年には、岡山市津島遺跡が武道館建設とともにない発掘調査が実施され、はじめて弥生時代前期までのぼる水田跡が発見されました。また弥生時代だけでなく

前回紹介しました登呂遺跡の発掘調査から十五年ほどは目立った水田発掘の成果がありませんでした。しかしその後一九六五年、滋賀県大中の湖南遺跡の調査が手拓工事に先立ち実施され、広大な水田跡が発見されました。平面は扇形で、四辺を矢板または杭列で区画していました。その水田一枚の面積があまりにも大きすぎるところもあり、水田区画とすることに否定的な研究者もいます。

弥生時代前期 濡田  
弥生時代後期 半乾田  
古墳時代 乾田  
条里水田



滋賀県の水田跡 (水田の考古学より)



## 第16回

## 播津市と水田の考古学

その後の時代の水田跡も良好に検出され、その変遷を理解できる成果がありました。微高地周辺の低湿地がいかに水田開発されていったかが分かる初めての例となつたのです。

また、この時の調査では、

花粉分析、土壤学的検討、出土種実の分析など自然科学的調査も併行して実施され、これまでにない成果を得ることができました。

その後、高槻市上田部遺跡や向日市森本遺跡などで水田の一部や畦畔の遺構などが確認され、花粉分析の結果で水田跡と検証されました。

水田区画そのものは発掘されませんでした。このような地

道な水田跡調査の積み重ねが、のちの水田遺構発掘ブームにつながることになります。

(つづく)

## 第46回埋蔵文化財研究集会

## 渡来文化の受容と展開

-5世紀における政治的・社会的变化の具体相(2)-

八月二十二日(土) 羽曳野市市民会館  
八月二十三日(日) [定員] 300人

【とき】 【ところ】

○五世紀後半には、金工技術、窯業技術など様々な分野で技術革新があつたと指摘されています。今回の研究会では渡来系技術の導入から、当時の生活がいかに変化したかなどをダイナミックに解明します。詳しい内容については生涯学習課までお問い合わせください。

【た】 叩き口技法

○上器や瓦などの製作過程にあつて生じる技法のひとつ。

○一般に刻線をつけた叩き板などで、表面が生乾きの状態のときに行う。○弥生上器の製作には

その後の上器・須恵器・中世陶器の製作に

○「あ」と書かれた陶器の製作に

○内には木

製・陶器

などの当て具、外には木製の叩き板を用いる。上器を叩き

しめることにより器壁が薄くなり、より緻密な上器の製作

が可能となる。担当(伊部)